

○ 総務省訓令第 号  
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令  
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>[第1章～第5章の2 略]</p> <p>第5章の3 価額競争の実施に必要な事項の<u>審査</u> (第17条の7—第17条の10)</p> <p>[第6章～第14章 略]</p> <p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査<br/>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局(地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものだけに限り審査の対象とする。</p> <p>[1] 略]</p> <p>(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの(特定基地局にあつては法第27条の14第6項の規定、特定高周波数無線局にあつては法第27条の20の3第7項の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないもの)であること。この場合において、他の無線局の免許人等(法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を、法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。</p> <p>[ア～エ 略]</p> <p>(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は基幹放送用(基幹放送の種類がマルチメディア放送又は標準テレビジ</p> | <p>目次</p> <p>[第1章～第5章の2 同左]</p> <p>第5章の3 価額競争の実施に必要な事項の<u>審査</u></p> <p>[第6章～第14章 同左]</p> <p>第2章 [同左]</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[1] 同左]</p> <p>(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの(特定基地局にあつては、法第27条の14第6項の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないもの)であること。この場合において、他の無線局の免許人等(法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を、法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。</p> <p>[ア～エ 同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は基幹放送用(基幹放送の種類がマルチメディア放送又は標準テレビジ</p> |

ョン放送の無線局の場合に限る。)であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定特定基地局開設者であること。さらに、特定高周波数無線局にあつては、この規定にかかわらず、免許の主体が当該特定高周波数無線局に係る認定特定高周波数無線局開設者であること。

[イ 略]

ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域が当該特定基地局に係る認定計画に照らし適正なものであること。また、特定高周波数無線局にあつては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項が当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針に照らし適正なものであること。

[エ〜ク 略]

[4]〜[14] 略]

第5章の3 価額競争の実施に必要な事項等の審査

(特定高周波数無線局の開設の認定に係る周波数又は区域の指定の変更)

第17条の8 法第27条の20の3第12項の特定高周波数無線局の開設の認定に係る指定周波数又は指定区域の変更の申請書を受理したときは、希望する周波数又は区域が価額競争実施指針に定める特定高周波数無線局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域その他の当該周波数の使用に関する事項に適合するものであるかどうかを審査し、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために相当であると認められるときは、指定を変更する。

(特定高周波数無線局の開設の認定の取消し)

第17条の9 法第27条の20の4第3項の特定高周波数無線局の開設の認定の取消しの申請書を受理したときは、認定を取り消すべき理由が認定の取消しを行わない特別の事情に該当するものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、当該申請に係る特定高周波数無線局の開設の認定及び当該認定に係る特定高周波数無線局の免許を取り消すものとする。

(認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継の許可)

第17条の10 法第27条の20の5において準用する法第20条第2項及び第3項の許可の申請書を受理したときは、第17条の7の規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

[第1・第2 略]

第3 陸上移動業務の局

1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。

[1]〜[4] 略]

(5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、施行規則第3条第5号の「その他これらに準ずる水域」とは、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して当該通信網

ョン放送の無線局の場合に限る。)であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定特定基地局開設者であること。

[イ 同左]

ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域が当該特定基地局に係る認定計画に照らし適正なものであること。

[エ〜ク 同左]

[4]〜[14] 同左]

第5章の3 価額競争の実施に必要な事項の審査

[新設]

[新設]

[新設]

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

[第1〜第24 同左]

第3 [同左]

1 [同左]

[1]〜[4] 同左]

(5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、施行規則第3条第5号の「その他これらに準ずる水域」とは、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して当該通信網

内の通信を行うことを主たる目的とするもの（携帯無線通信を行うもの、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行うもの、デジタルMCA陸上移動通信を行うもの及び高度MCA陸上移動通信を行うもの並びに広帯域移動無線アクセスシステムに係るもの及びローカル5Gに係るものを除く。）にあつては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあつては、港域を示す線）から3海里の線をいう。）、その他のものにあつては港域内（港則法（昭和23年法律第174号）第2条で定める港の区域内をいう。）とする。

〔(6)～(13) 略〕

〔2～16 略〕

〔第4～第24 略〕

第25 地球局及び携帯基地地球局

〔1・2 略〕

3 27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を送信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、26.8GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用する無線局（携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）に限る。）及び法第27条の20の3第7項の規定に基づく認定（26.8GHzから27.0GHzまでの周波数を指定しているものに限る。また、法第27条の20の3第13項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）の有効期間中に開設される特定高周波数無線局（既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）を除く。）の免許人との間で周波数の使用又は共用について合意していること。ただし、当該地球局及び携帯基地地球局が当該無線局及び当該特定高周波数無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

〔別図第1号～第45号 略〕

〔第26 略〕

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

〔第1 略〕

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

〔(1)～(15) 略〕

(16) 携帯無線通信を行う無線局等（26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）

〔ア～ウ 略〕

エ 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

(ア) 基地局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、Cに掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない（25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の

内の通信を行うことを主たる目的とするもの（携帯無線通信を行うもの、デジタルMCA陸上移動通信を行うもの及び高度MCA陸上移動通信を行うもの並びに広帯域移動無線アクセスシステムに係るもの及びローカル5Gに係るものを除く。）にあつては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあつては、港域を示す線）から3海里の線をいう。）、その他のものにあつては港域内（港則法（昭和23年法律第174号）第2条で定める港の区域内をいう。）とする。

〔(6)～(13) 同左〕

〔2～16 同左〕

〔第4～第24 同左〕

第25 〔同左〕

〔1・2 同左〕

3 27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を送信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用する電気通信業務の無線局（携帯無線通信を行う既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）に限る。）及び法第27条の14第1項の規定に基づく認定（27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を指定しているものに限る。）を受けた開設計画（法第27条の15第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局（既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）を除く。）の免許人との間で周波数の共用について合意していること。ただし、当該地球局及び携帯基地地球局が当該電気通信業務の無線局及び当該特定基地局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

〔別図第1号～第45号 同左〕

〔第26 同左〕

別紙2 〔同左〕

〔第1 同左〕

第2 〔同左〕

1 〔同左〕

〔(16)～(15) 同左〕

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

〔ア～ウ 同左〕

エ 〔同左〕

〔同左〕

(ア) 〔同左〕

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、Cに掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。

電波を使用する基地局及び陸上移動中継局を除く。)

[A～C 略]

[(イ)～(エ) 略]

[オ～キ 略]

ク 工事設計書等

[(ア)～(ケ) 略]

(コ) 25.8GHzを超え26.2GHz以下又は27GHzを超え27.5GHz以下の周波数の電波を使用する基地局であって、屋外に設置するものについては、空中線の仰角が0度以下であること。また、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り通常水平以下となるようにすること。

(サ) 25.8GHzを超え26.2GHz以下又は27GHzを超え27.5GHz以下の周波数の電波を使用する基地局のうち、ビームあたりの等価等方輻射電力が30dBW/200MHzを超えるものについては、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り対地静止衛星の軌道から7.5度以上離れていること。ただし、対地静止衛星の軌道に対して見通しが無い場合は、この限りでない。

ケ 周波数の指定

[(ア)～(ス) 略]

(セ) 令和13年5月31日までの間においては、25.5GHzを超え26.5GHz以下の周波数の電波を使用する固定無線アクセスシステムの無線局の免許人との間で、混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

(ソ) 地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される25.5GHzを超え26.5GHz以下の周波数の電波を受信する既設の受信設備（特定高周波数無線局の開設の認定の日以降に新たに設置されるものにあつては認定特定高周波数無線局開設者とその設置について合意したものに限る。）に関し、当該人工衛星局又は地球局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

[コ～ソ 略]

タ その他

[(ア)～(オ) 略]

(カ) 設備規則第49条の6の12及び第49条の6の13に規定する無線設備を使用する基地局及び高高度基地局（以下このタにおいて「5G基地局等」という。）の開設（既に開設している基地局及び高高度基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）に係る申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。ただし、5G基地局等が特定基地局である場合には、当該計画等の内容の記載を省略することができるほか、他の周波数帯に係る既に認定を受けた特定基地局の開設計画の内容又は既に

[A～C 同左]

[(イ)～(エ) 同左]

[オ～キ 同左]

ク [同左]

[(ア)～(ケ) 同左]

(コ) 27GHzを超え27.5GHz以下の周波数の電波を使用する基地局であつて、屋外に設置するものについては、空中線の仰角が0度以下であること。また、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り通常水平以下となるようにすること。

(サ) 27GHzを超え27.5GHz以下の周波数の電波を使用する基地局のうち、ビームあたりの等価等方輻射電力が30dBW/200MHzを超えるものについては、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り対地静止衛星の軌道から7.5度以上離れていること。ただし、対地静止衛星の軌道に対して見通しが無い場合は、この限りでない。

[(ア)～(ス) 同左]

[新設]

[新設]

[コ～ソ 同左]

タ [同左]

[(ア)～(オ) 同左]

(カ) [同左]

免許を受けた無線局に係る計画等（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請しようとする場合に限り、再免許の申請の際に提出した将来の業務計画等における電気通信設備の調達に関する計画等を含む。）の内容とその内容が同一である計画等に係る無線局の免許を申請しようとする場合には、その旨及び当該既に認定を受けた特定基地局の開設計画の認定の番号又は当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該計画等の内容の記載を省略することができる。

A 設置しようとする5G基地局等の無線設備及び当該5G基地局等の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

[B 略]

(キ) 5G基地局等の免許に際しては、法第104条の2の規定により、次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

[(17)・(18) 略]

(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア 略]

イ 免許主体

免許主体は、電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(19)において同じ。）であって、次に掲げる以外の者であること。

[(ア) 略]

(イ) 携帯無線通信（25.8GHzから26.2GHzまで又は26.8GHzから27.0GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(19)において同じ。）を行う無線局の免許人

[(ウ)～(セ) 略]

[ウ～セ 略]

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。）の無線局

[ア 略]

イ 免許主体

(ア) 基地局及び陸上移動中継局

A 設置しようとする5G基地局等の無線設備及び当該5G基地局等の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

[B 同左]

(キ) [同左]

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

[(17)・(18) 同左]

(19) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

[同左]

[(ア) 同左]

(イ) 携帯無線通信を行う無線局の免許人

[(ウ)～(セ) 同左]

[ウ～セ 同左]

(20) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

(ア) [同左]

電気通信事業者（電気通信事業者になる見込みのあるものを含む。（イ）において同じ。）であって、次に掲げる条件に適合するものであること。

A 携帯電話事業者（携帯無線通信を行う無線局（法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）の免許を受けた者をいう。以下このイにおいて同じ。）ではないこと。

[B～D 略]

[(イ) 略]

[ウ～ス 略]

シ 5G基地局の導入計画等

設備規則第49条の29の2に規定する無線設備を使用する基地局（以下この(20)において「5G基地局」という。）を申請者が全国において初めて開設（既に開設している基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）する申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

[(ア) 略]

(イ) 設置しようとする5G基地局の無線設備及び当該5G基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

[(ウ)～(カ) 略]

ス その他

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 5G基地局の免許に際しては、法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

[(エ) 略]

[(21)～(23) 略]

[2・3 略]

4 その他

[(1)～(8) 略]

(9) 22GHz帯(22GHzを超え22.4GHz以下及び22.6GHzを超え23GHz以下)、26GHz帯(25.25GHzを超え27GHz以下)又は38GHz帯(38.5GHzを超え39.05GHz以下)の周波数の電波を使用する陸上

[同左]

A 携帯電話事業者（携帯無線通信を行う無線局の免許を受けた者をいう。以下このイにおいて同じ。）ではないこと。

[B～D 同左]

[(イ) 同左]

[ウ～ス 略]

シ [同左]

[同左]

[(ア) 同左]

(イ) 設置しようとする5G基地局の無線設備及び当該5G基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

[(ウ)～(カ) 同左]

ス [同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) [同左]

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

[(エ) 略]

[(21)～(23) 略]

[2・3 同左]

4 その他

[(1)～(8) 略]

(9) [同左]

移動業務の無線局

22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行うものを除く。）の審査は、次の要領により行う。

[10～15 略]

16 ローカル5Gの無線局

[ア 略]

イ 電気通信業務用

(ア) 免許主体

免許主体は、電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(16)において同じ。）であって、次に掲げる者以外の者であること。

A 携帯無線通信（25.8GHzから26.2GHzまで又は26.8GHzから27.0GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(16)において同じ。）を行う無線局の免許人

[B 略]

[(イ)～(サ) 略]

[ウ 略]

[別紙16-1～別紙16-5 略]

17 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア 略]

イ 電気通信業務用

(ア) 免許主体

免許主体は、電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(17)において同じ。）であって、次に掲げる以外の者であること。ただし、ローカル5Gのアンカーとして自営等BWAの無線局を開設しようとする者に限り、電気通信事業者であって、次のA及びBに掲げる以外の者であること。

[A 略]

B 携帯無線通信（25.8GHzから26.2GHzまで又は26.8GHzから27.0GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(17)において同じ。）を行う無線局の免許人

[C～N 略]

[(イ)～(コ) 略]

[ウ 略]

[別紙17-1～別紙17-3 略]

[18～20 略]

22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の審査は、次の要領により行う。

[10～15 同左]

16 [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

(ア) [同左]

[同左]

A 携帯無線通信を行う無線局の免許人

[B 同左]

[(イ)～(サ) 同左]

[ウ 同左]

[別紙16-1～別紙16-5 同左]

17 [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

(ア) [同左]

[同左]

[A 同左]

B 携帯無線通信を行う無線局の免許人

[C～N 同左]

[(イ)～(コ) 同左]

[ウ 同左]

[別紙17-1～別紙17-3 同左]

[18～20 同左]

[新設]

(2) 26GHz帯（25.8GHzを超え26.2GHz以下及び26.8GHzを超え27GHz以下）の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局（25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局を除く。）

ア 用語の意義

(ア) 「基地局」とは、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局をいう。

(イ) 「陸上移動中継局」とは、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動中継局をいう。

(ウ) 「陸上移動局」とは、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局をいう。

(エ) 「業務用無線局」とは、電気通信役務を提供するために開設する基地局又は陸上移動局をいう。

(オ) 「機能試験用無線局」とは、基地局又は陸上移動局の無線設備の機能試験又は調整を行うために開設する基地局又は陸上移動局をいう。

(カ) 「無線回線制御局」とは、基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）における無線回線の設定、切替制御等の機能を有する制御局をいう。

(キ) 「業務区域」とは、申請に係る基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（中継を行うものに限る。）並びにそれらの通信の相手方である陸上移動局（中継を行うものを除く。）を用いて業務を行う区域をいう。

(ク) 「同期」とは、送信バースト繰り返し周期、基地局及び陸上移動局の送信バースト長の最大値並びに送受信のタイミングを同一とすることをいう。

イ 25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用又は一般業務用の無線局

(ア) 無線局の目的

公共業務用又は一般業務用であること。

(イ) 免許主体

公共業務用無線局にあつては公共業務を行う者、一般業務用無線局にあつては一般業務を行う者であること。

(ウ) 免許の単位

フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局については、一の構内（公衆地下街、工業団地その他のこれに準ずる区域内を含む。）又は一の建物内に送信設備を設置するものにあつては、原則として、それぞれの区域ごとであること。

(エ) 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

A 基地局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

- (A) 免許人所属の陸上移動中継局
- (B) 免許人所属の陸上移動局
- (C) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

B 陸上移動中継局

次に掲げる無線局の組合せによるものであること。

- (A) 免許人所属の基地局
- (B) 免許人所属の陸上移動中継局
- (C) 免許人所属の陸上移動局
- (D) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

C 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

- (A) 免許人所属の基地局
- (B) 免許人所属の陸上移動中継局
- (C) 免許人所属の陸上移動局
- (D) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局
- (E) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局
- (F) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(オ) 無線設備の設置場所等

A 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

- (A) 当該免許人の指定された周波数の使用区域内であること。
- (B) 空中線と送受信装置が同一構内にない場合は、空中線及び送受信装置の位置をそれぞれ無線設備の設置場所として無線局事項書に記載されていること。
- (C) 送受信装置を共用している場合であっても、送受信装置が、異なる二以上の空中線に接続されているときは、空中線の位置ごとに基地局とみなす。ただし、同一構内に空中線が設置されている場合はこの限りでない。
- (D) 主たる無線回線制御局を基地局の制御所としてとらえ、当該基地局の無線局事項書の「無線設備の設置場所又は移動範囲」の欄に局名及び設置場所が記載されていること。
- (E) フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。ただし、特定陸上移動中継局であって、空中線電力が40mW以下のものは、無線設備の全部又は一部の設置場所を屋外とすることができる。

B 陸上移動局の無線設備の常置場所

当該免許人の指定された周波数の使用区域内であって、当該免許人の自宅又は事業所等の所在地であること。

C 陸上移動局の移動範囲

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の指定された周波数の使用区域内であること。

(カ) 回線構成

基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備及び伝送路設備によって構成されるものであること。

(キ) 工事設計書等

A 基地局及び陸上移動中継局の無線設備の工事設計書

実効輻射電力が5MHzの帯域幅当たり6,000W以下となるものであること。

B 陸上移動局の無線設備の工事設計書

空中線利得は、実効輻射電力が10W以下となる範囲のものであること。

C 基地局の工事設計書の「発射する電波の型式及び周波数」の欄は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が記載されていること。

D 陸上移動中継局の無線設備の工事設計書

(A) 受信した電波を中継増幅し、再度、送出する陸上移動中継局は、当該送信装置の発射可能な周波数（当該免許人に割り当てられた周波数に限る。）が参考事項欄に記載されていること。

(B) 受信した電波の周波数を他の周波数に変換して送出する陸上移動中継局は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が参考事項欄に記載されていること。

E 受信した電波を中継増幅し、再度、送出する陸上移動中継局にあつては、空中線電力が一定値を超えないよう、自動的に制御する機能を有すること。

F 屋外に設置する基地局については、空中線の仰角が0度以下であること。また、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り通常水平以下となるようにすること。

G ビームあたりの等価等方輻射電力が30dBW/200MHzを超える基地局については、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り対地静止衛星の軌道から7.5度以上離れていること。ただし、対地静止衛星の軌道に対して見通しが無い場合は、この限りでない。

(ク) 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

A 令和13年5月31日までの間においては、25.5GHzを超え26.5GHz以下の周波数の電波を使用する固定無線アクセスシステムの無線局の免許人との間で、混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

B 地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される25.5GHzを超え26.5GHz以下の周波数の電波を受信する既設の受信設備（特

定高周波数無線局の開設の認定の日以降に新たに設置されるものにあつては認定特定高周波数無線局開設者とその設置について合意したものに限る。） に関し、当該人工衛星局又は地球局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

(ケ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

A 基地局

1波当たりの空中線電力を指定する。ただし、空間分割多重方式を用いる無線設備であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となつて機能する場合は、次のとおり指定する。

(A) 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。

(B) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値（動作する増幅部の組合せが複数ある場合には、当該組合せによる定格出力のうち最大の値）を指定する。

B 陸上移動中継局及び陸上移動局

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。

C 陸上移動局

送信に際して使用できる最大の値とする。

(コ) 他の無線局との干渉調整

他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置（近接する周波数帯を使用する他の無線局に係るものにあつては、当該他の無線局の免許人等との調整を含む。）を講ずるものであること。

(サ) その他

A 特定高周波数無線局にあつては、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針に照らして適切なものであること。

B 基地局の開設（既に開設している基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）に係る申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。ただし、当該基地局が特定高周波数無線局である場合には、当該計画等の内容の記載を省略することができるほか、他の周波数帯に係る既に認定を受けた特定基地局の開設計画の内容若しくは特定高周波数無線局に係る価額競争の参加申請書の内容又は既に免許を受けた無線局に係る計画等（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請しようとする場合に限り、再免許の申請の際に提出した将来の業務計画等における電気通信設備の調達に関する計画等を含む。）の内容とその内容が同一である計画等に係る無線局の免許を申請しようとする場合には、その旨及び当該既に認定を

受けた特定基地局の開設計画若しくは特定高周波数無線局の開設の認定の番号又は当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該計画等の内容の記載を省略することができる。

(A) 設置しようとする基地局の無線設備及び当該基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

(B) Aの電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（サイバーセキュリティ確保のための取組を含む。）に関する計画及びその根拠

C 5G基地局の免許に際しては、法第104条の2の規定により、次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

ウ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の無線局

(ア) 免許主体

免許主体は、次の条件（陸上移動局の免許主体にあつては、B及びCを除く。）に適合すること。

A 電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(20)において同じ。）であること。

B 携帯無線通信（25.8GHzを超え26.2GHz以下又は26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）を行う無線局の免許人でないこと。

C 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzを超え2595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の無線局の免許人でないこと。

(イ) 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

A 基地局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

(A) 免許人所属の陸上移動中継局

(B) 免許人所属の陸上移動局

(C) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

B 陸上移動中継局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

- (A) 免許人所属の基地局
- (B) 免許人所属の陸上移動中継局
- (C) 免許人所属の陸上移動局
- (D) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

C 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること

- (A) 免許人所属の基地局
- (B) 免許人所属の陸上移動中継局
- (C) 免許人所属の陸上移動局
- (D) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局
- (E) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局
- (F) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(ウ) 通信事項

電気通信業務に関する事項であること。

(エ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

A 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

- (A) 空中線と送受信装置が同一構内にない場合は、空中線及び送受信装置の位置がそれぞれ無線設備の設置場所として無線局事項書に記載されていること。
- (B) 送受信装置が異なる二以上の空中線に接続されているときは、空中線の位置ごとにそれぞれ一の基地局とする。ただし、同一構内に空中線が設置されている場合は、この限りでない。
- (C) フェムトセル基地局（設備規則第49条の6の12第2項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項に規定する条件に適合する無線設備を使用する基地局をいう。以下この⑳において同じ。）については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。

B 陸上移動局の無線設備の常置場所

- (A) 業務用無線局のもの  
当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。
- (B) 機能試験用無線局のもの  
当該電気通信事業者が開設する基地局の設置場所又は当該事業者の事業所の所在地であること。

C 陸上移動局の移動範囲

- (A) 業務用無線局のもの  
陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であつて、当

該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

(B) 機能試験用無線局のもの

当該電気通信事業者の業務区域内であること。

(オ) 周波数の指定

周波数の指定は、別表1の範囲内のものであること。なお、占有周波数帯幅の許容値の上限周波数及び下限周波数が26.8GHzを超え27.0GHz以下の範囲内にある周波数を指定する。

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

A 基地局

1波当たりの空中線電力を指定する。ただし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

(A) 1無線設備当たり5dBm/MHz以下の値とする。

(B) 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。

(C) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値とする。なお、動作する増幅部の組合せが複数ある場合は、当該組合せによる定格出力のうち、最大の値を指定する。

B 陸上移動中継局

1波当たりの空中線電力を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

(A) 基地局と通信を行うもの

1無線設備当たり3.16W以下の値とする。

(B) 陸上移動局と通信を行うもの

1無線設備当たり5dBm/MHz以下の値とする。

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、3.16W以下の値とする。

D 陸上移動局（中継を行うものに限る。）

(A) 基地局と通信を行うもの

1無線設備当たり200mW以下の値とする。

(B) 陸上移動局と通信を行うもの

1無線設備当たり200mW以下の値とする。

(キ) 無線設備の工事設計

無線設備の工事設計については、次の条件を満足するものであること。

A 基地局の工事設計

空中線利得は23dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が1無線設備あたり25dBm/MHz以下となる場合は、この限りではない。

屋外に設置するものについては、空中線の仰角が0度以下であること。また、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り通常水平以下となるようにすること。

ビームあたりの等価等方輻射電力が30dBW/200MHzを超えるものについては、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り対地静止衛星の軌道から7.5度以上離れていること。ただし、対地静止衛星の軌道に対して見通しがない場合は、この限りでない。

B 陸上移動中継局の工事設計

(A) 基地局と通信を行うもの

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が55dBm以下である場合は、この限りではない。

(B) 陸上移動局と通信を行うもの

空中線利得は23dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が1無線設備あたり25dBm/MHz以下となる場合はこの限りではない。

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の工事設計

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が55dBm以下である場合は、この限りではない。

D 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の工事設計

(A) 基地局と通信を行うもの

空中線利得は20dBi以下であること。

(B) 陸上移動局と通信を行うもの

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、1無線設備あたり等価等方輻射電力が絶対利得20dBiの空中線に200mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、この限りではない。

(ク) 他の無線局との干渉調整等

他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置（近接する周波数帯を使用する他の無線局に係るものにあつては、当該他の無線局の免許人等との調整を含む。）を講ずるものであること。また、次に掲げる他の無線局との干渉調整等その他必要な事項について、整理された資料が添付されていること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

A 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する他の免許人所属の無線局

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行うものに限る。)

隣接する市町村(地方自治法第281条第1項に規定する特別区を含む。以下この項において同じ。)において同一の周波数の電波を使用する他の無線局の免許人

(特定高周波数無線局の開設の認定期間の終了日以降に新たに設置されるものにあつては、同一の市町村において同一の周波数の電波を使用する他の無線局の免許人を含む。)との間において、同期の確保、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避について調整を行い、その合意がなされているものであること。

B 27.0GHzを超え27.4GHz以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局  
当該携帯無線通信を行う無線局の免許人との間において、同期の確保、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避について調整を行い、その合意がなされているものであること。

C 固定無線アクセスシステムの無線局

令和13年5月31日までの間において、基地局又は陸上移動中継局の申請にあつては、送信設備の設置場所から半径30kmの範囲内に設置されている26.65GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する固定無線アクセスシステムの無線局の免許人との間で、混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。

D 地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される既設の受信設備

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される26.65GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を受信する既設の受信設備

(特定高周波数無線局の開設の認定の日以降に新たに設置されるものにあつては認定特定高周波数無線局開設者とその設置について合意したものに限る。)に関し、当該人工衛星局又は地球局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。

(ケ) 無線設備のサイバーセキュリティ対策の実施

基地局の申請については、次に掲げる書類が添付されていること。

A サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずる旨を記載した無線局事項書

B 伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の概要を記した資料として、構成図、製造者名及び型式を記した資料(これらの電気通信設備のうち、申請者以外の者が設置するものについては、当該電気通信設備の設置主体を記した資料)

(コ) 将来の業務計画等(電気通信業務用基地局(法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。))及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。)

免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

- A 設置しようとする基地局及び陸上移動中継局（以下この(コ)において「基地局等」という。）について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び基地局等の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠
- B 設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画並びに基地局等に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠
- C 関係法令の規定に基づく無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠
- D 基地局等の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠
- E 免許の有効期限までの各年度の末日における契約数の見込み及びその根拠
- F 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う問合せ先の周知及び基地局等の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所若しくは無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠
- G 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（2575MHzを超え2595MHz以下の周波数を使用するものを除く。）の免許人並びにそれ以外の者に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による基地局等の利用を促進するための計画及びその根拠
- H 携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠
- I 免許の有効期限までの各年度の末日における、都道府県ごとの基地局等の人口カバー率（特定の区域における四次メッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第1項第2号に規定する二分の一地域メッシュをいう。以下同じ。）（陸上を含むものであって、特定の基地局等（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該一の都道府県における四次メッシュ内の人口の合計で除した値をいう。）に関する計画
- J 免許の有効期限までの各年度の末日における、都道府県ごとの基地局等の面積カバー率（特定の区域における四次メッシュ（陸上を含むものであって、特定の基地

局等(屋内等に設置するものを除く。)とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。)の総数を、四次メッシュ(陸上を含むものに限る。)の総数で除した値をいう。)に関する計画

(サ) 免許の期間における業務の概要(電気通信業務用基地局(法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。)及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。)

現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等に照らして電波の有効利用が図られていること。

(シ) 使用周波数の移行計画の進捗状況(電気通信業務用基地局(法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。)及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。)

使用周波数の移行計画(電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令(平成14年総務省令第110号)第5条第1項第1号ヌに規定する使用周波数の移行計画をいう。)の進捗状況が、当該使用周波数の移行計画に係る有効利用評価(法第26条の3第1項に規定する有効利用評価をいう。)の結果を勘案して、適切であると認められること(法第27条の20に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に限る。))。

(ス) その他

A 基地局は、免許の日から6か月以内に運用を開始するものであること。なお、正当な理由なく、免許の日から引き続き6か月を超えて運用がなされていないことが明らかとなった場合は、法第76条第4項第1号を適用すること。

B 基地局の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

エ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用及び一般業務用の無線局

公共業務用及び一般業務用の審査は、ウ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の無線局((イ)通信の相手方、(オ)周波数の指定、(カ)空中線電力の指定、(キ)無線設備の工事設計、(ク)他の無線局との干渉調整等、(ケ)無線設備のサイバーセキュリティ対策の実施、(ス)その他)の基準を準用するほか、次の基準により行う。

(ア) 免許主体

免許主体は、次に掲げる以外の者であること。

A 携帯無線通信(25.8GHzを超え26.2GHz以下又は26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)を行う無線局の免許人

B 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzを超え2595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の無線局の免許人

(イ) 無線局の目的

公共業務用又は一般業務用であること。

(ウ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

A 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

(A) 空中線と送受信装置が同一構内にない場合は、空中線及び送受信装置の位置がそれぞれ無線設備の設置場所として無線局事項書に記載されていること。

(B) 送受信装置が異なる二以上の空中線に接続されているときは、空中線の位置ごとにそれぞれ一の基地局とする。ただし、同一構内に空中線が設置されている場合は、この限りでない。

(C) フェムトセル基地局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。

B 陸上移動局の無線設備の常置場所

当該免許人の自宅又は事業所等の所在地であること。ただし、機能試験用無線局にあつては、当該免許人が開設する基地局の設置場所又は当該免許人の自宅又は事業所の所在地であること。

C 陸上移動局の移動範囲

(A) 機能試験用無線局のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であつて、当該免許人の業務区域内であること。

(B) その他のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であつて、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること

[第3 略]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信（26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この(1)において同じ。）を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア～ケ 略]

[(2)～(11) 略]

(12) 26GHz帯(25.25GHzを超え27GHz以下)又は38GHz帯(38.5GHzを超え39.05GHz以下)の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又

[第3 同左]

第4 [同左]

1 略

(1) [同左]

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア～ケ 同左]

[(2)～(21) 同左]

(12) 26GHz帯(25.25GHzを超え27GHz以下)又は38GHz帯(38.5GHzを超え39.05GHz以下)の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局

は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行うものを除く。)

[(13)～(22) 略]

[2～3 略]

#### 4 その他の特定無線局

##### (1) ローカル5Gの特定無線局

ア 電気通信業務用ローカル5Gの特定無線局

電気通信業務用ローカル5Gの特定無線局の審査は、第2の4(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[(ア) 略]

##### (イ) 免許の主体

免許主体は、電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(1)において同じ。）であって、次に掲げる以外の者であること。

A 携帯無線通信（25.8GHzから26.2GHzまで又は26.8GHzから27.0GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(1)において同じ。）を行う無線局の免許人

[B 略]

[(ウ)～(キ) 略]

[イ 略]

[(2) 略]

(3) 26GHz帯（25.8GHzを超え26.2GHz以下及び26.8GHzを超え27GHz以下）の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う特定無線局（25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う特定無線局を除く。）

ア 25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用又は一般業務用の特定無線局

25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用又は一般業務用の特定無線局の審査は、第2の4(20)に定める基準のほか、次の基準により行う。

(ア) 用語の意義

本項(3)アにおいて使用する「収容可能無線局数」は、次のとおりとする。

A 陸上移動局（中継を行うものを除く。）

免許を受けようとしている者がその業務区域内に開設する基地局（その免許の有効期間中に開設することを予定しているものを含み、包括免許に係る特定無線局を除く。）が有する通信チャンネル数を64kbps換算した通信チャンネルの総数を、陸上移動局1局当たりの最繁時呼量0.020アーランで除した値。

B 陸上移動局（中継を行うものに限る。）

基地局の免許を受けた者が、申請に係る包括免許の有効期間中に業務区域に自ら

[(13)～(22) 同左]

[2～3 同左]

#### 4 [同左]

##### (1) [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア) 同左]

(イ) [同左]

[同左]

A 携帯無線通信を行う無線局の免許人

[B 同左]

[(ウ)～(キ) 同左]

[イ 同左]

[(2) 同左]

[新設]

開設することとなる基地局の数に50を乗じた値。

(イ) 免許の主体

公共業務用無線局にあつては公共業務を行う者、一般業務用無線局にあつては一般業務を行う者であること。

(ウ) 運用開始の予定期日

運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること

(エ) 無線局の目的

公共業務用又は一般業務用であること。

(オ) 最大運用数

最大運用数は、次に合致することものであること。

A 指定無線局数は、運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以降、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の利用者数（運用数）見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の運用計画等から妥当と認められるものであること。また、収容可能数から、当該包括免許以外の陸上移動局（既存の陸上移動局を包括免許とする予定のある場合は、その数を含む。）を差し引いた値を限度とする。

B 一の免許人が、一の陸上移動局に二の特定無線設備を搭載する場合は、特定無線設備の収容可能局数の和から、当該包括免許以外の指定無線局数から差し引いた値を限度とする。

(カ) 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

A 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、(D)、(E)若しくは(F)に掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。

(A) 免許人所属の基地局

(B) 免許人所属の陸上移動中継局

(C) 免許人所属の陸上移動局

(D) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局

(E) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局

(F) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(キ) 電波の型式及び周波数

第2の4(20)によること。

(ク) 空中線電力の指定

包括免許の有効期間中に開設を予定するすべての空中線電力のうち、最大の値であること。

(ケ) 工事設計

A 設備規則第49条の6の12に掲げる規格に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

B 無線通信の用に供しようとする無線設備は、技術基準適合証明又は工事設計認証を有するものであること。

C 技術基準適合証明の内容について、無線局事項書の「電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄に記載されたものに適合すること。

イ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の特定無線局  
26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の特定無線局の  
審査は、第2の4⑳に定める基準のほか、次の基準により行う。

(ア) 用語の意義

本項(3)イにおいて使用する「収容可能無線局数」は、次のとおりとする。

A 陸上移動局（中継を行うものを除く。）

免許を受けようとしている電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局（その免許の有効期間中に開設することを予定しているものを含み、包括免許に係る特定無線局を除く。）が有する通信チャネル数を64kbps換算した通信チャネルの総数を、陸上移動局1局当たりの最繁時呼量0.020アールンで除した値。

B 陸上移動局（中継を行うものに限る。）

基地局の免許を受けた電気通信事業者が、申請に係る包括免許の有効期間中に業務区域に自ら開設することとなる基地局の数に50を乗じた値。

(イ) 免許の主体

免許主体は、電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(3)イにおいて同じ。）であつて、次に掲げる以外の者であること。

A 携帯無線通信（25.8GHzを超え26.2GHz以下又は26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）を行う無線局の免許人

B 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。）の無線局の免許人

(ウ) 運用開始の予定期日

運用開始の予定期限は、原則として免許の日から6か月以内であること。

(エ) 無線局の目的

電気通信業務用であること。

(オ) 最大運用数

最大運用数は、次に合致することものであること。

A 指定無線局数は、運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以降、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の利用者数（運用数）見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであること。また、収容可能数から、当該包括免許以外の陸上移動局（既存の陸上

移動局を包括免許とする予定のある場合は、その数を含む。)を差し引いた値を限度とする。

B 一の通信事業者が、一の陸上移動局に二の特定無線設備を搭載する場合は、特定無線設備の収容可能局数の和から、当該包括免許以外の指定無線局数から差し引いた値を限度とする。

C 電気通信事業者になろうとする者が免許の申請を行う場合において、最大運用局数に係る計画の欄の記載については、電気通信事業法第10条第2項の規定に基づく電気通信事業登録申請書に添付する資料等に準じたもので差し支えない。

(カ) 空中線電力の指定

包括免許の有効期間中に開設を予定するすべての空中線電力のうち、最大の値であること。

(キ) 工事設計

A 設備規則第49条の6の12に掲げる規格に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

B 無線通信の用に供しようとする無線設備は、技術基準適合証明又は工事設計認証を有するものであること。

C 技術基準適合証明の内容について、無線局事項書の「電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄に記載されたものに適合すること。

ウ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用及び一般業務用の特定無線局

公共業務用又は一般業務用の特定無線局の審査は、第2の4(四)に定める基準、イ

26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の特定無線局((ウ)運用開始の予定期日、(カ)空中線電力の指定、(キ)工事設計)を準用するほか、次の基準により行う。

(ア) 用語の意義

本項(3)ウにおいて使用する「収容可能無線局数」は、次のとおりとする。

A 陸上移動局(中継を行うものを除く。)

免許を受けようとしている者がその業務区域内に開設する基地局(その免許の有効期間中に開設することを予定しているものを含み、包括免許に係る特定無線局を除く。)が有する通信チャンネル数を64kbps換算した通信チャンネルの総数を、陸上移動局1局当たりの最繁時呼量0.020アーランで除した値。

B 陸上移動局(中継を行うものに限る。)

基地局の免許を受けた者が、申請に係る包括免許の有効期間中に業務区域に自ら開設することとなる基地局の数に50を乗じた値。

(イ) 免許の主体

免許主体は、次に掲げる以外の者であること。

A 携帯無線通信(25.8GHzを超え26.2GHz以下又は26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波

数の電波を使用するものを除く。)を行う無線局の免許人

B 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)の無線局の免許人

(ウ) 無線局の目的

公共業務用又は一般業務用であること。

(エ) 最大運用数

最大運用数は、次に合致することものであること。

A 指定無線局数は、運用開始の日(再免許申請の場合にあつては、再免許の日)以降、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の利用者数(運用数)見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の運用計画等から妥当と認められるものであること。また、収容可能数から、当該包括免許以外の陸上移動局(既存の陸上移動局を包括免許とする予定のある場合は、その数を含む。)を差し引いた値を限度とする。

B 一の免許人が、一の陸上移動局に二の特定無線設備を搭載する場合は、特定無線設備の収容可能局数の和から、当該包括免許以外の指定無線局数から差し引いた値を限度とする。

[第5 略]

[第5 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。